

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

富士急行株式会社

富士山麓電気鉄道株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

2022 年 4 月 1 日

富士急行株式会社
代表取締役社長 堀内 光一郎

富士山麓電気鉄道株式会社
代表取締役社長 上原 厚

富士急行株式会社（以下「吸収分割会社」という）及び富士山麓電気鉄道株式会社（以下「吸収分割承継会社」という）は、2021 年 9 月 8 日付けで締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という）に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の鉄道事業（以下「本事業」という）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求をすることができる株主はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項の規定による請求をすることができる株主はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本吸収分割における債務の承継は、本吸収分割契約の定めにより重疊的債務引き受けの方法により行われたため、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割承継会社の株主より、会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社の株主より、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、2022 年 2 月 25 日付けで官報及び電子公告の方法により公告いたしましたが、異議申述期限までに債権者から会社法第 799 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも 2022 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、普通株式 1,800 株を発行し吸収分割会社に割り当て交付しました。また、吸収分割承継会社の資本金の額は、90,000,000 円増加しました。吸収分割承継会社の準備金の額は増加しておりません。

以上